

障害福祉サービス事業所の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス感染症感染防止対策の再徹底について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に日々御対応いただき、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、4月25日から5月11日までの期間を対象として、緊急事態宣言が発令されました。

令和2年4月16日に京都府に最初の緊急事態宣言が発出されてから、1年が経過し、この間、事業者の皆様には、改めて感染防止の取組の実践を行っていただいておりますが、感染力が極めて強いと言われる変異株が出現し、これまでの教訓・知見だけでは測りきれない状況が生じています。

さらに、第3波の際、感染者数が1桁から80件台に達するまでの期間は約1箇月程でしたが、現在の本市の状況では、3月29日の8件から4月14日には80件に到達するという早いスピードで感染が広がっています。変異株が検出されるケースの増加と併せ、今後は更なる感染者数の増加が危惧される状況にあります。

緊急事態宣言が発出されている中ではありますが、大型連休を迎え、人の往来の増加等も見込まれます。各事業所・施設におかれては、各障害福祉サービス種別に応じた本市作成の感染症対応の手引き等に基づき取り組んでいただいているところですが、事業所・施設における集団感染等、更なる感染拡大を防ぐため、今一度、感染防止対策を徹底していただくとともに、特に下記の対策の徹底をお願いします。

記

1 施設等内における感染防止対策の徹底

施設等内にウイルスを持ち込まない、感染拡大させないための対策を徹底するとともに、感染防止対策を習得・再確認し、実践すること。

(参考)

- ・別添 令和2年12月3日付け通知「施設内感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）」

令和2年12月24日付け通知「年末年始における感染防止対策の再徹底について」

- ・感染対策研修動画（京都市介護ケア推進課公式チャンネル）

https://www.youtube.com/channel/UCcUQr3U6JAUxGvhKVoUy10w?view_as=subscriber

- ・訪問系サービスにおける感染症対応の手引き（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000273466.html>

2 職員への勤務外における感染症対策に対する注意喚起

- ・日中を含め、不要不急の外出自粛・京都府外への往来の自粛

- 外食はガイドライン等感染防止策を徹底した店で2時間4人以内，会話時のマスク着用等，飲食機械の感染予防の徹底
- マスクの着用，手洗い，身体的距離の確保，3密の回避，健康観察等の基本的な感染症対策の徹底